

国賠ネットワーク

NO.201
2023.5.20

通信発行：奇数月 定例会：偶数月第1木曜 編集工房 朔
年会費：2000円 郵便口座：国賠ネットワーク 00200-2-6473



<https://kokubai.net/>
infodesk@kokubai.net

警察ってなんだ？ 民主的統制への「不断の努力」

★ 「権力とは、言うことを聞きたくない者に言うことを聞かせる力」であることからすれば、国家権力が内に警察というゲバート装置をもつのは当然といえば当然だ。しかし「警察は権力のゲバート装置なのだから市民(人民)に敵対するのは当たり前だ」で終わってしまったら、この「国賠ネット」の存在意義もなくなってしまう。

★ 大日本帝国憲法の下では、人権は、「臣民」に対して法律の範囲内でのみ認められたものであり、警察は天皇制の下での「安寧秩序」のためとあれば人権を無視することも当然視された。当時でも禁止されていたはずの拷問を、特高警察が半ば公然と行っていたのは、天皇主権の維持を国家の最優先事項としたがゆえの、いわば必然であったといえよう。

★ 日本国憲法は主権を国民におく。人権こそが至高の価値となった。31条以下の多くの条文で警察を含む司法権力を統制しようとしているのは、この憲法制定当時、旧憲法下での司法権力の横暴—特に特高警察・思想検事の暴走—の記憶が生々しかったからではないだろうか。

★ 1947年の警察法は、GHQによる「警察の民主化」方針の下で制定された。市民警察をめざし、自治体警察を基本とし、市町村警察も創設された。だがいわゆる逆コースの流れの中で、警察法は、1954年に大きな抵抗もなく抜本的に「改正」され、事実上の国家警察となってしまった。それでも警察法の条文には「この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し」(1条)とあり、「警察の活動は…、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない」(2条2項)と明記されている。警察活動の根幹は「個人の権利と自由を保護」することであり、「憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用すること」は厳しく戒められている。法律のタテマエは、市民にとって大きな武器となりうる。

★ 1954年「改正」でも公安委員会制度は残った。警察全体は国家公安委員会の下におかれる建前になつておらず、都道府県警察は、都道府県公安委員会が民主的統制をかけることになっている。だが都道府県公安委員会は自前の事務局すらなく、完全に形骸化してしまっている。それでも「有る」と「無い」のでは違う。

この3月、愛知県警の沖縄・高江への機動隊派遣についての愛知県民による住民訴訟の勝訴が確定した。名古屋高裁は、愛知県警本部長が公安委員会を完全にスルーして機動隊を派遣したことを違法と認定したのだった。その判決内容は、実質的に沖縄での住民の抵抗権を認めているといえる。

★ 警察は、放置すれば、人々（人民）を抑圧する。警察との闘いは国家権力との闘いである。同時に警察法の条文は「個人の権利と自由を保護」することを謳っている。条文を実効性あるものとしていく責務は私たち市民に課せられている。警察(力)を監視し、市民の統制の下におく「不断の努力」（憲法12条前段）を続けていこうではないか。

【近藤 ゆり子】

編集 前記

◆留守番電話やアンケートのお願い事は女性の声だが、役所の留守電の偉ぶった男の声は遠慮願いたい。ドラえもんでも何でも良いのでニュートラルボイスで。何時にも増してゴミ収集の「乙女の祈り」が耳障りだ。(い) ◆赤木夫人による佐川元局長相手の控訴審で、元局長側から手続き促進の要請があった。「この裁判のため佐川氏は就職活動ができていないから」が理由。夫人は「裁判継続に迷ったが、これを聞いてまたやる気が出た」という。よし頑張れ。(熱血税理士) ◆宮古島沖に墜落したヘリコプターの自衛隊員の死者は戦死でしょうか? 労災死でしょうか? 前者なら二階級特進で退職金・恩給が跳ね上がるかも? 死者はお金では換算できませんが、ヘリコプターレジメ金、捜索費用、もちろんそれまでの育成料…お金がドンドン。「専守防衛」であってもこのようにお金は湯水のように出ていく。憲法が言うように「諸国民の公正と信義に信頼して」、非戦・丸腰は正しい。(翼) ◆桜井さんの布川事件国賠は異例ともいえる勝利であった。だがその他は部分勝訴がチラホラ、ほとんどの国賠は下級審からの敗訴が続く。再審請求が広汎な運動として法改正を目指していることに倣い、国賠の方も国家賠償法そのものを改正していく視点と具体的活動を、国賠ネットとして打ち出す時期に来ていると思う。(Y) ◆この4年間、2つのボランティア団体(上智大学社会人サークル「ベグライテン」ともう一つ)に出向したが、2つとも「リーダーのあり方」に疑問を感じ辞めた。前者ではリーダーから「いい加減な右翼鈴木邦男さんのオッカケと『国賠ネット』を辞めることが条件」とされた。結局、自然と積極的にやりたくなったのはこの国賠ネットだけだった。(トラ猫) ◆年金の積立かずめる武器ローン(た)

会計報告 (2023年3月・4月)

[収入] 会費・カンパ: 44,000円 [支出] 通信費: 31,700円、会議費等: 25,152円

5類になっても依然として続くコロナ禍の折、会費のお支払は、余裕のあるときによろしくお願ひいたします。(会計担当)

Contents

巻頭言／警察ってなんだ？ 民主的統制への「不斷の努力」	近藤 ゆり子	1
編集前記	事務局	2
東住吉冤罪国賠／最高裁へ「意見書」を出してきた！	青木 恵子	3
産経損賠／三森貫一の手記、陳述書に疑問、証人尋問は当然！	井上 清志	4・5
湖東病院冤罪国賠／～再審無罪判決に続く国賠訴訟の主張のあり方～	磯谷 昇太	6
湖東病院冤罪国賠・傍聴記	熊谷 恵一	7
安倍「国葬」違憲確認・国賠訴訟／国賠訴訟の原告になっていた！	杉山 寅次郎	8
寅次郎が現場に行く	杉山 寅次郎	9
冤罪・人権関連 情報クリップ	井上 清志	10・11
映画案内／『愛國者に気をつけろ！ 鈴木邦男』(中村真夕監督)	猫次郎	12

Schedule

- 6／ 1 (木) 18:00 国賠ネットワーク定例会@編集工房「朔」(神田猿楽町 2-3-1 萩原ビル 201)
6／ 7 (水) 11:00 宮代町役場不退去罪被告事件(仮)／第1回公判@さいたま地裁 202号法廷(A棟2階)
6／20 (火) 11:00 産経損賠／控訴審第3回口頭弁論@東京高裁 511号法廷
6／22 (木) 14:30 湖東病院事件・西山国賠／第8回口頭弁論@大津地裁 1号法廷
7／ 4 (火) 9:30 宮代町役場不退去罪被告事件(仮)／第2回公判@さいたま地裁
7／15 (土) 15:00 国賠ネット通信発送作業@編集工房「朔」(神田猿楽町 2-3-1 萩原ビル 201)
※ 裁判・イベントの日程は直前に裁判所等にご確認ください。

【誤記の訂正とお詫び】

200号7ページ「講演抄録」の左段下から1行目とそれに続く右段上から1・2行目、
(誤) 3つ目は「犯罪をした人をどう扱えば良いか？」と考えた人をどう使ったらしいのか



(正) 3つ目は「犯罪をした人をどう扱えば良いか？ どうしたら犯罪をしない人になるか？
と下線の部分が誤っていました。読者の皆さんと講演者の小竹さんにお詫びし、訂正いたします。

東住吉冤罪国賠 最高裁へ「意見書」を出してきた！

青木 恵子

弁護団が「上告受理申立て理由書」を、私も「意見書」を提出しました。その内容は、「火災後に、警察、検察の手によって、辛い、苦しい、汚名を背負わされ刑務所にまで入れられたこと。やっと、21年かかり再審無罪を勝ち取ったこと。国賠裁判を起こしたその理由」について述べたものです。

大阪地裁、大阪高裁が、大阪府の違法性を認め、少しは救われましたが、国の違法性が認められなかつたことは、全く理解も納得もできません。今度こそ、最高裁判所には、国の違法性について、慎重に正しく判断をしていただきたいと強く望みます。

国を守るための一審判決

大阪府の酷い取り調べ、法廷での坂本元刑事の証言について「原告の感情を傷つけ、更なる精神的苦痛を与えたこと。原告に対するいわれのない誹謗中傷を、更に招きかねないものである」と踏み込んで違法性を認めてくださつたことは、素直に嬉しかったです。

でも、それは、全てを大阪府に押しつけて、国を守ることで、裁判所が有罪にして、私を刑務所にまで入れた責任を逃れるためのものだったとさえ思えて仕方がない。警察が調べた内容が、正しいのか、慎重に検討した上で、起訴、不起訴を決めるのが、検察の役割、仕事ではありませんか？ 何も調べないで、流れ作業のように、起訴するだけならば、何のために検察庁があるのでしょうか？ 一人の人間、その家族の人生まで狂わせて、犯罪者に仕立てあげてしまう可能性があるのに、こんないい加減な判断で起訴しても良いのでしょうか？ ガソリンを7.3リットル撒いて、ターボライターで火をつければ、どうなるでしょうか？ 私の事件は、なにも、大がかりな実験をしなくても専門家に尋ねれば、すぐに、答えが明らかになります。専門家に尋ねることもガソリンの危険性にも気づかず、早く、犯人をでっち上げることだけしか考えず、慎重に判断しなかつた結果、えん罪を生みだした、これだけでも十分に国の違法性は明らかです。

やる気のない控訴審判決

大阪高等裁判所は、火災、車の専門家、内田検事の証人申請を全て却下した。私の訴えに耳を傾けることもなく、証人申請も認めず、国の違法性について、真剣に判断することなく終わらせた。これが、大阪地裁の判決に対して、

正しく審理する大阪高等裁判所の仕事でしょうか？ 判決文を読めば分かりますが、訂正や削除ばかりで、弁護団の主張に対して答えずに、前代未聞の内容でした。この判決文を読むだけで、やる気の無い裁判体に審理されたこと。まるで赤ペン先生か？ と思うほどの酷い判決内容に、怒りと虚しさでいっぱいです。

最高裁に望むこと

二度とえん罪を生まないために

今は2023年です。えん罪に巻込まれてから、28年もの間、無実を叫び、国、大阪府の違法性を明らかにする日まで闘うとの気持ちで、裁判と向き合ってきました。この辛い、苦しい、虚しい日々が裁判所に分かりますか？

再審無罪になつても、国、大阪府が間違っていない、犯人だと言い張る限り、私は灰色の人間として生き続けるしかない。どこまで、えん罪被害者をどん底に陥れれば気が済むのか？ 国の違法性が認められない限り、私の人生をかけた闘いは終わらない！ 国の違法性を認めないと、私が奪われた時間を返してください。私の事件に関わった警察官、検察官、裁判官は犯罪者です。私が味わった苦しみ、悲しみ、心の叫びを体験するために刑務所に入って、反省の日々を送って下さい。間違えても、えん罪被害者を作つても、罪にも問われないから、反省も謝罪もしないで平気な顔をして、今もえん罪を作り続けるのです。仲間のためにも、国の違法性を明らかにしたい！ 東住吉事件を教訓に検証して、原因を追究して、二度とえん罪を生み出さない司法に変えていただきたい。

このようなおかしな判決を確定させますか？ 最高裁判所は、最後の砦です。国の違法性を明らかにして、裁判所を信用できる判断をくだしてくださいと、言いたいことを書きました。

最後まで、闘い抜きますので、みなさん、ご支援をよろしくお願いします。



最高裁判所全景

©2007 Altamira Pictures, inc.. All Rights Reserved.

産経新聞 「名誉棄損」 損賠 控訴審 三森貫一の手記、陳述書に疑問、証人尋問は当然！

よど号“欧州拉致”逮捕状の撤回を求める会 事務局 井上清志

4月13日、午前7時55分、大本営発表のJアラートの発出と報道統制。テレビ局はそれを垂れ流し、反省もしなかった。明らかになったミサイル“消失”というお粗末なこの国のミサイル探知システム、戦争する国への「国民」動員訓練か。こんな中でも、この日の午後、東京高裁での攻防が続いた。

産経新聞は、『よど号事件、拉致 私が防げたのでは元警視、50年後の告白』という見出し記事(2020年3月30日付)を掲載。平壌在住の魚本公博氏は、記事は事実無根(でっち上げ)あり、「公安と内通」していたかのような悪質記事であると「名誉棄損」で提訴(2021年3月31日付)。一審は敗訴したが、即控訴。この控訴審の第2回口頭弁論が、午後2時から東京高裁511号法廷で行われた。口頭弁論には代理人の山下幸夫弁護士ほか、傍聴には支援者9名が駆けつけた。

控訴人側は、控訴人魚本氏の追加陳述書と、被控訴人三森の手記と陳述書への詳細な反論準備書面(1)などを提出。さらに三森の手記や陳述書の内容には疑問(ねつ造)があり、その立証のために三森の人証申請を再度、行った。一審では同証人を申請し、却下されたが、今回は、手記や陳述書が新たに提出されたこともあり、作成経緯など同証人の尋問は不可欠であった。控訴人側の準備書面(1)に対して被控訴人側がどう出るか、注目されたが、特に反論はない様子。被控訴人側は一審主張通り、「面会の有無は、名誉棄損請求には関係ない」との立場なのであろう。

被控訴人三森の証人尋問を実現せよ！

三森(元公安刑事)の人証申請に対して、裁判長は、被控訴人に意見を求めたが、三森の代理人は、「三森と控訴人が会ったかどうかは控訴人の請求とは直接関わらないことであるから必要性がないので却下を求める」との意見を述べ、産経新聞ほかの代理人も「請求原因とは関係ないので、必要性がないと考える」との意見を述べた。

裁判所の判断が注目されたが、「協議」のため一旦休廷、再開後、「控訴人の方で、三森氏と控訴人が会っていないという点が、控訴人の名誉毀損の請求との関係でど

う関係するか、もう少し主張を補充してもらいたい。それに対して、被控訴人らは反論があれば反論してもらいたい。次回口頭弁論で判断したい」と、何と、これを却下しなかつた。

最近の高裁は一回の弁論で結審することが多いなか、これほど慎重にやる裁判長もめずらしい。裁判所も1970年3月13日の控訴人魚本氏と被控訴人三森との面会に疑問を持っているようである。控訴人の書面は5月12日、被控訴人の反論書面は6月12日までに提出。**第3回の口頭弁論—6月20日午前11時 511法廷。**

弁論終了後、傍聴者全員で打ち合わせ。早速、面会のねつ造と「名誉棄損」請求の関係に踏み込んだ判例検索と分析をやることになった。勝訴できるかどうか、もう一步である。本控訴審の矢尾和子裁判長は、東京高裁令和四年10月27日判決で、「面会など基本的取材がなかった」として控訴人に逆転勝訴(「週刊文春」名誉棄損裁判 原告片山さつき)の判決を言い渡している。こうした判例の検索と分析が必要のようだ。

魚本さん陳述書の追加提出—手記全ての公開を要求

魚本氏は再度、陳述書を提出。「手記」は、ほとんど黒塗り、三森氏の主張を裏付ける部分だけを提出したもので「1970年3月13日に三森氏に電話し会った」とする「事実とは全く異なる手記が存在すること自体、信じられない」。「警察から教えられた電話番号に電話して、一身上の問題、今後の進むべき道を相談したということは、警察を信頼し連携をもっていた人間、すなわち警察の内通者」でということであり、社会的評価を落とす名誉毀損である。そして「警察の内通者を成員とする“よど号グループ”的な名誉を失墜させるものであると訴えた。

具体的反論として、①心を許し電話番号を貰う仲になるなど背信行為、電話番号を受け取ることはありえない。警察と内通した人間として印象付けるための全くの作り話②海外に脱出する作戦に従事、機密保持のために集団行動、無断で抜け出して会いにいくなど不可能。③“手記”は記事の内容を裏付ける文章だけを提出。いくらでも勝手に文章を作ることができ、決定的な証拠ではない ④4

0年近くも保管し貴重な資料である手帳を紛失したなど考えられない。当時の事実がそのまま記載されている筈、「証拠隠滅」の疑いある、と①～④を指摘する。

そして、手記が存在するのなら手記は何のために書いたのかなどの不審点を本人に正すべき(証人尋問)であり、その全てを公開することを要求。最後に、裁判所には「公正で賢明な判断」を願うとしている。

控訴人が提出した詳細な準備書面(1)

準備書面(1)では、手記には信用性に重大な疑問があり、犯罪捜査規範(80条、13条、23条)に違反し、「秘密の暴露」もないと詳細に反論し、記事は名誉毀損ないし名誉感情侵害による不法行為が成立する、としている。以下、概要である。

重大な疑問点として、①手記は、元の手帳と比較して初めて正確性を確認されるはず。マスキングがあるため、前後を確認することができない。手記の信用性は減殺されるべき ②警察官から電話番号を教えられ、面会のために電話したとするが、取調べは弾圧する警察との闘争、そのような相手に対し心を許し電話番号を貰う仲になるなど背信行為 ③当時、機密保持のために集団で行動、集団に無断で抜け出して単独で、会いにいくことは不可能、長時間話したということはありえない、と①～③を指摘する。

犯罪捜査規範に違反

さらに手記は犯罪捜査規範(80条、13条、23条)に違反している、とする。三森は公安で情報収集を専門に従事、面会は、私人として控訴人との面会に臨んだのではなく、情報収集の捜査員として面会に臨んだと考えるのが自然かつ合理的。「本人を励ますため」「情報をとるためにではない」との陳述書の主張は首肯できない。犯罪捜査規範80条では「捜査に必要な基礎資料は、収集整備しておかなければならない」され、私人として控訴人を励ますためというのは不自然。同13条(備忘録)には「公判の審理に証人として出頭する場合を考慮し、将来の捜査に資するため、明細に記録しておかなければならない」と記載。手帳、手記の記載は、13条の備忘録と解するのが自然。同23条1項(報告)には「犯罪に関係があると認められる事項など速やかに上司に報告」と規定。手記によると、ハイジャック事件が発生、テレビ報道から事件を実行

したことを知ったことから、面会した事実やそこで得られた情報は、同23条1項であることを認識したはず。上司が「あの男は誰だ」と控訴人に関する情報を求めていることも三森は認識している。しかし、三森は、同23条1項に明確に違反して、その情報を「封印」(手記で使用)すなわち隠匿している。結果、警視庁は、実行犯の一人の控訴人を別の活動家と間違えて発表するという失態を演じている。控訴人と面会したことが本当に事実であれば、到底考えられない。

「秘密の暴露」が何一つない

面会が実際に存在していたとするならば当然あるはずの「秘密の暴露」がない。面会で話し合った具体的な内容として、「東大事件で捕まり、裁判が終わって九州に帰った。教師をしている両親とはなかなか上手くいかず、やけっぱちというような気持ちになって東京に出てきた」との記載。控訴人の取調べを担当した三森なら容易に知ることができる事実、面会によって初めて三森が知った事実、いわば「秘密の暴露」は何一つない。

以上、面談したのが事実でないと考えるのが合理的であり、たまたま東大事件の取調べを担当、被控訴人加藤による取材の際に、自慢話として面会の事実をねつ造して手記に記載したか、取材後に、話に併せて三森手記のその部分を加筆修正した可能性があると考えるのが自然かつ合理的、信用性は認められない。

記事は名誉毀損、名誉感情侵害による不法行為

記事は、実際には会ってもないのに事実が捏造されて報道された。これによって社会的評価が低下させられ、名誉感情が侵害され、一般人を基準として社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であり、名誉毀損又は名誉感情侵害による不法行為が成立する(民法709条)。被控訴人加藤は、三森からの取材と手記を元にして記事を執筆、控訴人に電話している。控訴人は、三森に対して面会の事実を否定し同席していた加藤に対しても「会うなんて、ありえない話」と述べていた。加藤は、三森手記と手帳を照合するなどして十分な裏付け取材をする必要があったが、それをしなかった。従って、「真実であると信ずるにつき相当な理由を欠く」ゆえに不法行為が成立する(民法709条)。

～再審無罪判決に続く国賠訴訟の主張のあり方～

弁護士 磯谷 昇太

湖東病院事件は、令和5年4月 20 日、進行協議及び口頭弁論が行われました。裁判官の交替があつたため、弁護団は従前の主張を整理したうえ、プレゼンテーションを行い、弁論を更新しました。

1 滋賀県の再反論書面

滋賀県による、原告の反論に対する再反論書面の提出が遅れていたことは前号でお伝えさせていただいたとおりですが、この再反論書面は3月 31 日になってようやく提出されました。しかし、この再反論書面には、原告の主張に対する個別的な反論ではなく、主張が全くかみ合っていませんでした。

滋賀県は「本件事件に係る再審公判における無罪判決を重く受け止めて(いる)」としているのですから、再審無罪判決の事実認定に沿って反論すべきで、それに反する事実を前提にする反論は失当といふべきものです。

2 再審無罪判決と国賠訴訟における主張

信義に従い誠実に訴訟を追行することは訴訟当事者の責務であり、信義に反する提訴や主張は禁止されています。それでは、再審無罪判決に続く国賠訴訟において、当事者に再審無罪判決の判断内容にかかわらず自由な主張を許していいのでしょうか。

刑事再審手続は、誤って有罪とされた無辜を救済するための手続であり、その実態は針の穴にラクダを通すほど難しいとされています。厳密な手続において再審開始決定が確定し、やり直しの裁判である再審公判において無罪判決がなされ、これが確定した場合、検査機関も裁判所もその判断内容に拘束され、その判断内容に反する主張をすることは許されず、その判断内容を尊重しなければなりません。無実であった者を誤って有罪とした検査機関や裁判所が再審無罪判決の判断内容に拘束されるのは、その重大な公益性に照らしても、当然の法理といえます。

検察官、すなわち国は、刑事確定審、再審請求審、再審公判において手続保障を受けています。また、検察官が警察官の一次的検査の成果を踏まえて起訴不起訴の決定をすること、起訴後も必要があれば検察官の指示によって警察が補充検査をすること等によって、警察、すなわち都道府県は、刑事公判手続等に関わるのですから、都道府県の刑事公判手続等に関わる利益は、検察官の訴訟活動により代替的に保障されているべきです。そうすると、滋賀県も刑事確定審、再審請求審、再審公判において、代替的な手続保障を受けているのであるから、再審無罪判決の判断内容に拘束されるのは当然のことです。

再審無罪判決に続く国賠訴訟において、再審無罪判決の事実認定に反する主張は許されてはいけません。

3 本件の個別事情も併せると再審無罪判決の事実認定を争うことは許されない

本件では、滋賀県警の防御権侵害を伴う違法不当な検査手続と証拠隠しにより無実であった西山さんが誤って有罪とされ、その違法不当な検査手続等が白日の下にさらされ弾劾されて再審無罪判決が確定したのであるから、国・滋賀県は再審無罪判決に対して深く首を垂れるべきであって、検査から本訴に至るまでの一連の手続きの流れの中における信義則に照らしても、滋賀県が再審無罪判決の結論及び理由中の判断に反する主張を行うことは、到底許されないというべきです。

しかして、再審無罪判決の理由の根幹は、防御権侵害を伴う違法不当な検査手続等によって自白が誘発された疑いが強いとして自白の任意性を否定し、そもそも事件性が認められない事案であったというところにあり、本件はえん罪被害者救済の必要性が極めて高い事案です。加えて、再審公判において、検察官は、当初、西山さんが有罪であるとの立証をすると言明していたのに、その後、方針を転換して新たな有罪立証は行わないこととし、無罪判決に對しても上訴権を放棄したものです。そして、滋賀県は再審無罪判決を重く受け止め再審無罪判決そのものを争うつもりはない旨繰り返し言明しています。これらに照らせば、再審無罪判決の事実認定に反する主張は排斥されなければなりません。

4 結び

滋賀県は、当初、西山さんがたかも犯人であるかのような主張をして再審無罪判決の結論そのものまで争う姿勢を示していたばかりか、その後も主張の端々に再審無罪判決の理由中の判断に反する姿勢を見せているのであって、その不当な抗争的応訴姿勢は強く批判されなければなりません。そのような不当な抗争的応訴姿勢によって、西山さんはさらに傷つけられて二次被害を被っています。これは慰謝料増額事由に値するものだと考えています。弁護団は、訴えの変更(請求の拡張)を行うことも視野に入っています。

次回:6月 22 日(木) 13:30～ 進行協議期日(非公開)

14:30～ 口頭弁論期日

次々回:7月 25 日(火) 16:00～ 進行協議期日(非公開)

湖東病院事件・西山国賠 傍聴記

熊谷 恵一

国賠ネットワークでは各々が日々個別で闘っている国賠を「お互いの裁判を傍聴し合う」ことを通して人間関係を構築し《ネットワーク》を形成するという、元々の《原点》に立ち返る事から活動の強化をして行く事が世話人会議で確認されています。

そういう事を踏まえて、世話人である自分が、「湖東病院事件・西山国賀」の冤罪被害者である西山さんが今回は自ら弁論を行うと言う事で、はるばる東京から大津地裁（第7回口頭弁論）に行ってきました。

今回は裁判長が異動で変わったという事で、新裁判長に原告側弁護士が数名から《おさらい弁論》があり、初めて傍聴した自分にも分かりやすく助かりました。ただ、弁護士の皆さんのはほとんどが早口で理解するのが大変でした。

この「湖東国賀」は注目度が高くマスコミが多数集まっていましたが、ただ担当者によって認識がバラバラで、裁判後の記者会見できちんと理解していない人も散見されました。ならば、こういった裁判全体を説明する機会を最大限に活用して、「最大の傍聴者である」記者に正しく知ってもらう、つまりマスコミがどう書くかによってどのような世論が形成されるかという直接的な影響力を考慮して、彼らの標準的な理解力を見極め、もっと慎重に且つもっと熱く弁論しても良かったと感じました。（=あくまで感想です）

西山さん本人の弁論ですが、自分にとっては生の訴えを直接聴けた事が非常に良かったです。色々な葛藤を抱えながら、苦しい事があつても「仲間の冤罪被害者の為にも負けられない」と諦めずに自分を奮い立たせている姿が印象的でした。

あと、同じ冤罪被害者の仲間で刑務所でも一緒だった青木さん（＝東住吉国賀）と先に勝訴した桜井さん（＝布川国賀）が遠く茨城から駆けつけてました。2人が西山さんを応援する眼差しを見ながら、「獄友」という言葉もありますが、愛や友情とも違う、言葉では表現しがたい特別な感情を3人は共有しているようにも感じました。

こんな風に、いつもは通信を読んでるだけでは感じ

られない事を色々と感じ、今回傍聴して一番良かった点です。こうしたリアリティはその現場に行って体感して得られるものです。なので、皆さんも時間を作つて、傍聴以外の用事なども盛り込みながらでも、単身でも複数でも、近くても遠くても、原告と面識が有つても無くても（＝自分は初めて西山さんにお会いしました）自分が注目している裁判を傍聴してみる事をお勧めします。

その他の傍聴した感想としては、西山さんの様なタイプの人が「供述弱者」と呼ばれている事を改めて認識しました。で、そういった方が警察や検察の取調官に誘導されてしまうと《冤罪被害者》になりやすいという事ですが、その最大の防御、つまり供述弱者の人権を守る為には、これは「黙秘権の徹底」しかないように思います。「取調官の遵法精神の向上」のような話もありましたが、はつきり言って、そんな事だけを言つていては冤罪は無くならないと思います。

ある日突然に身に覚えのない事件で逮捕されて、しかもそれが殺人事件なら、取調官に全力で自分が無実である事を訴えたいのは人情としては理解しますが、ご存知の方も多いので言う事を恐縮しますが、何と言つても《黙秘（＝供述を全くしない、接見など権利は主張する）》こそが冤罪を生ませない最大にして最強の武器です。

つまり、黙秘はその個人の人権を守る。これは《黙秘権》という形で、国家が基本的人権として全ての個人に対してその権利を認めています。そして、その事は日本国憲法にも明記されています。この事実は黙秘の意義やその思想性と共にもっと周知されるべきだと思う。黙秘権の更なる社会化は、いわゆる人民の人権意識の向上に絶対に欠かせないものの1つだと確信します。

そんな感じで、今回が世話人として派遣される形での傍聴デビューでしたが、お陰様で他の世話人の方の協力もあって予想以上に充実出来ました。また機会があれば積極的に傍聴して傍聴記を書きたいと思います。

安倍「国葬」違憲確認・国賠訴訟

「安倍『国葬』やめろ！」国賠訴訟の原告になっていた！

「安倍『国葬』違憲確認・国賠訴訟」原告 杉山 寅次郎

昨年7月8日金曜日、午前11時半、近鉄大和西大寺駅前付近において、安倍晋三元首相が演説中に銃撃され命を落とした。この事件は選挙期間中とあって、「民主主義への挑戦」（岸田首相）などと喧伝された。しかし、そもそもである。2012年の第2次安倍内閣以降、民主主義のプロセス（手続き）を、「閣議決定」の濫用や強行採決によりこれでもかこれでもかと蔑ろにしてきた張本人が安倍元首相だったのではないか。その安倍元首相が、暗殺という、それこそ非民主主義の最たる手段により命を奪われた。これほど皮肉なことはないではないか。

しかもその後、事件は意外な展開を見せた。被疑者（現在被告）の山上徹也氏が、宗教二世で統一教会に母親を奪われた被害者だったことが判明。世間の同情を呼んだ。しかも安倍元首相が、「反日を教義とする統一教会」のイベントに賛同のビデオメッセージを送っていたことが発覚、広く知られることとなった。これはいかなる事態か？つまり、これまで表では「嫌韓・嫌朝鮮」を叫んでヘイトを煽動していた元首相が、裏では「反日教義の統一教会」とズブズブの関係になり、その広告塔を買って出ていたということだ。これを称して「反日・国賊・売国奴」と言わずしてなんと言おう！ 御下劣なこういった表現に抵抗感・違和感のある方もいらっしゃることだろう。私も好き好んでいるわけではない。「鏡を差し出し向けているだけだ」ということを理解してほしい。という次第で安倍元首相にこそ「反日・国賊・売国奴」という表現がふさわしい。親米右翼、殊にネトウヨ諸君は、リベラル・左派に向け事あるごとに、時として上皇や今上天皇にまで、「反日・国賊・売国奴」の罵詈雑言を浴びせかけてくるようだが、これらの罵詈讒謗は、今こそ安倍元首相にこそ向けられるべきものである。百田・ケントギルバート・桜井の各氏、そしてネトウヨ諸君はいったい今どうしているのか？ もっとも、「反日教義の統一教会」を叩いているからと言って先の大戦で日本が朝鮮・中国等に行った侵略行為への謝罪・賠償をしなくてもいい、ということにならないことはもちろんだ。それとこれとは全く別の問題だと念のため申し添えておく。

話は戻って、7月14日、岸田首相が安倍元首相の国葬を行ふと記者会見で発表した。同月22日には「閣議決定」により国葬が行われることになってしまった。

このような状況下、私が属していたボランティア団体「権力犯罪を監視する実行委員会」では7月17日鎌倉会議において、「安倍国葬」に反対する活動を政治的・法律的手段に

より順次行っていくことが決定された（※）。

※「権力犯罪を監視する実行委員会」は8月、「安倍『国葬』やめろ！ 実行委員会」と改称・発展していた。

そこで喫緊の課題として手始めに、7月22日の閣議決定や国葬関連予算の執行を差止めるため7月21日、「安倍元首相の国葬閣議決定の差止め等の仮処分申請」、その後記者会見を行った。

しかし岸田内閣は7月22日、国葬を閣議決定。国民の70%以上が反対する状況の下、9月27日、日本武道館で国葬を強行した。

次に、「安倍『国葬』やめろ！ 違憲確認・国賠訴訟」について報告する。安倍元首相の国葬が憲法に違反するという裁判をいわば同時多発的に各地裁で展開している。以下、各訴訟をまとめている岩田薰さんの「岩田薰のブログ」(<http://blog.k-iwata.main.jp/?eid=352>)より引用・抄出させていただく。

一般的に、法的に相手方の違法性を追及する方法には、2つの手段がある。1つは、「差止め等の仮処分」を申し立てる方法だ。仮処分とは、裁判所に相手方の違法行為を差止めもらうことをいう。本裁判の結果を待っていては、違法行為が裁判中に行われてしまい間に合わないことが多いので、本裁判の判決が出来る前に暫定的に止めてもらうということだ。

2つ目は、本裁判で、違法か否かを裁判官に判断してもらう方法だ。地方裁判所で負けた場合、高等裁判所に控訴できる。高裁で敗訴した場合には、さらに最高裁に上告できる。従って、判決が確定するまで、何年もかかるのが通例だ。

この2つの手段を講じ、安倍元首相の国葬が違憲であるとの闘いを展開している。

第1の手段「仮処分命令の申し立て」はいずれも棄却

① 2022年7月21日 東京地裁に、安倍元首相の国葬実施およびその予算執行の差止めを求める仮処分命令の申し立て（申し立て人50名、A事件）

→結果 8月2日、地裁が「閣議決定は差止めができない」として却下。

8月10日東京高裁に抗告。

8月29日東京高裁が棄却。

9月2日最高裁に特別抗告。

9月22日最高裁第1小法廷が棄却の決定（確定）。

② 8月12日 横浜地裁に仮処分の申し立て（選定当事者

（=申し立て人の委任を受けた者）2名、B事件）

→結果 9月9日横浜地裁が却下。

9月12日東京高裁に抗告。

9月26日東京高裁が棄却。

9月26日最高裁に特別抗告。

12月19日最高裁第1小法廷が棄却（確定）。

③ 8月12日 さいたま地裁に仮処分の申し立て（選定当事者2名、C事件）

→結果 9月6日さいたま地裁が却下。

9月12日東京高裁に抗告。

9月21日東京高裁が棄却。

9月26日最高裁に特別抗告。

12月19日最高裁第1小法廷が棄却（確定）。

④ 8月19日 大阪地裁に仮処分の申し立て（選定当事者1名、D事件）

→結果 9月12日大阪地裁が却下。

9月14日大阪高裁に抗告。

9月21日大阪高裁が棄却。

9月26日最高裁に特別抗告。

12月19日最高裁第1小法廷が棄却（確定）。

いずれも最高裁は、憲法判断をせず、仮処分の申し立てを棄却する決定をした。閣議決定の取消および予算執行の差し止めは、行政法規上仮処分の対象にできないと判断だった。

第2の手段「国葬違憲確認・国家賠償請求訴訟」

① 8月12日横浜地裁に申し立て（E事件、原告45名、私・寅次郎もその1人）

第1回口頭弁論 11月7日

第2回口頭弁論 2023年2月15日

第3回口頭弁論 2023年5月15日

② 8月12日さいたま地裁に申し立て（F事件、原告37名）

第1回口頭弁論 2023年2月1日

第2回口頭弁論 2023年4月26日

③ 8月19日大阪地裁に申し立て（G事件、原告1名）

第1回口頭弁論 9月30日

第2回2回口頭弁論 11月24日

本件訴訟の争点については、次号で詳報したい。

2月25日（土）国賠ネット第32回交流集会@たんぽぽ舎。

小竹広子弁護士の講演に感銘。国賠ネットHPに講演録・音声全文アップできないか、要検討。

3月18日（土）通信200記念号発行・発送作業。

19日（日）「アンナ・カレーニナ」宮沢りえ主演の千穂楽@シアターコクーン。浮気される夫役が小日向文世だったと、今の今まで気づけなかった！予習不足甚だし！

20日（月）袴田事件、検察が特別抗告を断念！再審開始が確定。おめでとうございます♪ 袴田さん！衝撃的な記事に遭遇。木谷明弁護士が、最高裁調査官の時の話として、「この事件（袴田事件）は有罪ですよ。もし無罪だったら私は首を差し出します」「警察が、こんな大がかりな捏造（ねつぞう）をすると思いますか」（「47ニュース」3月12日）と、渡部保夫上席調査官が語っていた、とか。渡部保夫さんといえば『無罪の発見』という著書もある良識・リベラル派という評判の裁判官だったはず。「恵庭女性社員殺人冤罪事件」の支援で札幌で国賠ネットと人報連で講演会を開いた時、ゲストとして招聘した方でもある。会計係としてボクは渡部さんに御札をお渡していた。大ショック！良識・リベラル派という評判の裁判官が大間違をしたかったとき、後輩裁判官たちの証拠評価の目が狂ったり、忖度バイアスがかからっちゃって、修復に莫大な時間がかかってしまうのではないか…。袴田さんの事件はその典型だったのではないか…？と考え込むことしきり。ちなみに、刑事二審は、『ジャスティス』の著者で元札幌高裁長官の横川敏雄先生だった！この話についてはまた後日。

23日（木）和歌山カレー事件「林眞須美さんを支援する会」代表・鈴木邦男さんの追悼会@プレスセンターホール（主催・民族派団体「一水会」）。邦男ボーアの一人、スタッフボランティアとして参加。鳩山由紀夫元首相の挨拶が秀逸。感銘。4年前、上智大学の社会人サークル「ベグライテン」で知り合ったLKさんが来てくれた（感謝！）。

30日（木）千葉刑に守大助さん面会。あれこれ邦男さんのことなど話すうち、アッという間の30分。

4月2日（日）鈴木邦男さんを偲び語る会@如水会館（主催・創出版）。鈴木さんの連載「夕刻のコペルニクス」編集担当だった河合健さんと名刺交換。河合さんは、2,30年前邦男さんがソシバリ元気だった頃の編集担当者。今後、あれこれ邦男さんの話を聴いてみたい。

6日（木）国賠ネット定例会@編集工房朔。

27日（木）～30日（日）寅猫邸ひかり荘101号室、かつて通信発送作業をしたことのあるあの部屋の明渡作業。4日間で奇跡的に完了！ご協力いただいた山中さん、H女史、邦男ボーアの面々、そしてSくんらに感謝、感謝♪

冤罪・人権関連 情報クリップ

2023年3月8日～5月10日

井上 清志

■身体拘束されたネパール人突然死、都に賠償命令

原告側「認定ずさんで納得いかない」

逮捕されたネパール人男性が取り調べ中に亡くなったのは、留置担当官や検察事務官が、職務上つくすべき注意義務に違反したからだとして、遺族が国賠法にもとづいて、国と都を相手取り、約 6183 万円の損害賠償をもとめた訴訟で、東京地裁の福田千恵子裁判長は原告の請求を一部認め、都に 100 万 3000 円の支払いを命じたうえで、国に対する請求を棄却する判決を言い渡した。原告代理人の川上弁護士は「保護室に収容した時点で、戒具を付ける要件が消滅した。そのことをメイン争点にしたのにもかかわらず、警察の裁量にゆだねられていると判断された」と判決を批判。国賠法の「相互保証」(6 条)が適用されて、ネパールの賠償額を限度とされたことを問題視。相互保証の規定は時代錯誤で、排外的という指摘が法学者からあり、適用されるケースも少ないという。(弁護士ドットコム 3 月 17 日)

■産経新聞記事の名誉毀損訴訟

元宮古市議が判決不服で東京高裁に控訴

産経新聞の記事で名誉を傷つけられたとして、元宮古島市議の石嶺香織さんが産経新聞社に 220 万円の損害賠償を求めた訴訟で石嶺さんは、判決の一部に不服があるとして東京高裁に控訴した。地裁は、名誉毀損を認め、同社に記事の削除と 11 万円の支払いを命じていた。石嶺さんは、損害賠償額について「時効が認められた上での判決であり、納得できない」として控訴。判決は、損害賠償請求権の時効は 3 年、「消滅時効が完成した」とした。石嶺さんは「公開された日からずっと被害は続いている。時効だから被害が消滅したというのは納得できない。読んだ人の記憶から消せないし、記事は今も削除されていない」と強調。(琉球新報 3 月 17 日)

■特別抗告断念「勝ち目がない」袴田事件、

検察が恐れたダメージ

東京高裁が再審の扉を開いた袴田巖さんの再審請求審で、20 日に最高裁への特別抗告を断念した検察当局は、証拠の捏造(ねつぞう)を指摘した高裁決定を不服としながらも、静岡地裁に続く再審開始決定で土俵際に追い込まれて“撤退”を余儀なくされた。今後の再審公判で有罪立証を試みるのかは明らかにしていないが、過去の例から有罪判決を引き出すのは極めて困難な情勢だ。袴田さんの逮捕から間もなく

なく 57 年。刑事司法も検証が求められることになる。(毎日新聞 3 月 20 日)

■大阪・吹田の交番襲撃 高裁で逆転無罪判決

吹田市の交番で警察官が襲撃されて拳銃を奪われた事件で、強盗殺人未遂などの罪に問われた男性被告について、大阪高裁は、統合失調症の治療中だった被告の限定的な刑事責任能力を認めて懲役 12 年とした 1 審・大阪地裁判決を破棄し、無罪を言い渡した。求刑は懲役 13 年だった。弁護側は「(統合失調症に伴う)幻覚や幻聴の影響で本人の意思はなかった」として一貫して無罪を主張し、控訴審でも責任能力の有無が争点だった。(毎日新聞 3 月 20 日)

■リンさん「心からうれしい」—双子遺棄無罪

死産した双子の遺体を遺棄したとして死体遺棄罪に問われたレー・ティ・トウイ・リンさんに逆転無罪判決が言い渡された。突然の逮捕から 2 年 4 カ月。技能実習生としてベトナムから来日し、異国の地で苦労しながらかんたん勝利に「本当に長かった。心からうれしい」と喜びを語った。SNS で「監理団体や雇用主が妊娠を知ったら帰国させられる」との情報を目にし、誰にも相談できないまま約 4 カ月後、一人で住んでいた民家で双子を死産。リンさんは「無罪判決によって、妊娠で悩む女性の苦しみを理解し、刑罰を加えるのではなく安心して出産できる社会に変わってほしい」と。(時事ドットコム 3 月 24 日)

■機動隊派遣、賠償命令確定 愛知県の上告退ける

沖縄県の米軍北部訓練場のヘリコプター離着陸帯(ヘリパッド)建設現場を警備するため、愛知県警が機動隊を派遣したのは違法だとして、隊員給与などを当時の県警本部長に賠償させるよう県に求めた住民訴訟で、最高裁第 2 小法廷(尾島明裁判長)は、県の上告を退ける決定をした(22 日付)。派遣決定の手続きを違法と認め、約 110 万円を請求するよう命じた二審名古屋高裁判決が確定。二審判決によると、当時の愛知県警本部長は沖縄県公安委員会の援助要請を受け、警察官の派遣を専決で決定。機動隊員が現地で工事に伴う資材搬入の警備などに従事した。(共同通信 3 月 23 日)

■慰安婦テーマの「主戦場」めぐる裁判

監督と配給会社が全面勝訴、最高裁が上告棄却

従軍慰安婦問題を扱ったドキュメンタリー「主戦場」の出演者の一部が、監督のミキ・デザキと配給会社・東風に映画の上映禁止や損害賠償などを求めた訴訟で、最高裁は原告の請求を棄却し、被告側が勝訴。「主戦場」は、慰安婦問題における論争の中で疑問を抱いた日系アメリカ人の映像作家デザキが、日本、韓国、アメリカで渦中にいる人物たちを訪ね回り、イデオロギー的に対立する主張の数々を検証、分析したドキュメンタリー。出演者である藤岡信勝、ケント・ギルバートら 5 人が上映差し止めと計 1300 万円の損害賠償を求め提訴。デザキは「日本の表現の自由にとても大きな勝利」「アーティスト、映画製作、そしてメディアは、物議を醸すような話題やタブー視される問題、特に社会から疎外された層や人々、犯罪の被害者が声をあげることになる話題を取り上

げることによって、訴えられたり攻撃されたりすることを恐るべきではない」と。(映画ナタリー編集部 3月 31 日)

■早大と渡部氏に賠償命令 元院生のセクハラ訴訟

早大大学院で指導教官だった文芸評論家の渡部直己氏からセクハラを受け、大学も適切な対応を取らなかったとして、元院生で詩人の深沢レナさんが渡部氏と早大に計 660 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は双方に計約 60 万円の支払いを命じた。渡部氏はこの問題を受け教授を解任された。深沢さんは 16 年に早大院に入学後、渡部氏から 2 人きりで食事に行くことを求められるなどし、「俺の女にしてやる」と言わされたと主張。退学後に相談した学内のハラスメント防止室は、退学者の訴えは取り上げないと受け取れる対応をしたとしている。(共同通信 4 月 6 日)

■立民2議員への名誉毀損、2審も産経新聞に賠償命令

森友学園に関する財務省の決裁文書改竄問題を巡り産経新聞に掲載された門田隆将氏の寄稿記事で名誉を毀損されたとして、小西洋之参院議員と杉尾秀哉参院議員が産経新聞社と門田氏に損害賠償などを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は計 220 万円の賠償を命じた東京地裁判決を支持し、産経新聞社と門田氏の控訴を棄却した。記事は改竄問題に絡み自殺した元職員に関し、両議員が「財務省に乗り込み、約 1 時間、職員をつるし上げている。当該職員の自殺はその翌日だった」などと記載。館内比佐志裁判長は、つるし上げられた職員と自殺した「当該職員」は同一人物だと理解されるとし、名誉毀損を認定した 1 審判決の判断を踏襲。(産経新聞 4 月 12 日)

■百田尚樹氏に 30 万円賠償命令「不自由展」巡り

愛知県で開かれた国際芸術祭の企画展「表現の不自由展・その後」を巡る投稿で名誉を傷つけられたとして、芸術監督の津田大介氏が百田尚樹氏に 400 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が東京地裁であった。大竹敬人裁判長は一部投稿を中傷と認め、百田氏に 30 万円の支払いを命じた。百田氏は、企画展に従軍慰安婦を象徴した少女像が展示されたことを巡り、津田氏について「韓国人の怪しげな組織に利用されたんや」「反日左翼に利用されただけだと思う」などツイッターに投稿。裁判長は投稿に関し「他の組織の思うままに利用されたとの印象を与え、社会的評価を低下させる」と判断。「主体的に判断して展示を決めた」と指摘し、真実相当性を認めず違法とした。(時事ドットコム 4 月 12 日)

■訴因変更巡り国に賠償命令 佐賀地裁

元交際相手の車への全地球測位システム(GPS)機器取り付けを巡り、ストーカー規制法違反罪に問われ無罪判決が確定した男性が、刑事裁判で検察側が違法な訴因変更を請求し公判を遅らせたとして、国に 330 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、佐賀地裁(三井教匡裁判長)は 1 万 1000 円の支払いを命じた。(毎日新聞 4 月 15 日)

■搜索令状なき立ち入り「違法」 大阪府に賠償命令、

大阪府警の捜査対象だった男性受刑者が、別の容疑で京都府警から家宅捜索を受けた際、大阪府警の捜査員が便乗し、令状を得ずに自宅に立ち入ったことで精神的苦痛を受

けたとして、大阪府に慰謝料など 110 万円を求めた訴訟の判決が京都地裁であった。植田智彦裁判長は、立ち入りは法的根拠がなく違法だったと認定し、府に 3 万 3 千円の支払いを命じた。原告は京都刑務所に服役中の受刑者。淀川署員が自宅付近で待機中、別の事件で男性を捜査していた下京署員らと偶然遭遇。下京署員らが令状に基づいて男性の部屋を捜索した際に、淀川署員も入室。裁判長は、「立ち入りは警察官としての注意義務に違反する」として、令状なく捜索目的で住居に立ち入ることは許されないと結論づけた。(京都新聞 4 月 18 日)

■入管暴行、国に 22 万円賠償命令

クルド人男性訴え、一部認める 東京地裁

東日本入国管理センターに収容中に職員から暴行を受けたとして、トルコ国籍のクルド人男性デニズさんが国に約 1100 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が 20 日、東京地裁であった。篠田賢治裁判長は一部制圧行為について「必要性や合理性は認め難く、違法だ」として、国に 22 万円の支払いを命じた。デニズさんは難民申請が認められず、入管施設に収容された。同センター移送後、向精神薬の処方を拒まれて大声を上げ、処遇室で後ろ手に手錠を掛けられ制圧された。裁判長は、デニズさんが痛みで声を上げる中、うつぶせにした状態で背中を押さえつけた行為も含め違法とした。仮放免中のデニズさんは「これは拷問だ。収容中に他にも見たことがある」と訴え、特別公務員暴行陵虐容疑で刑事告訴すると表明した。(時事通信 4 月 20 日)

■森友文書改ざん訴訟 赤木さん妻、控訴審で佐川氏の尋問を再度申請

赤木俊夫さんの妻雅子さんが佐川宣寿元理財局長に損害賠償を求めた訴訟の控訴審は、非公開の進行協議が大阪高裁であった。雅子さんの代理人弁護士は協議後、1 審で認められなかつた佐川氏への本人尋問を実施するよう高裁に申請した。生越弁護士は「何があったかを知っているのは佐川氏。なぜ俊夫さんが自殺に追い込まれたのかを明らかにするために尋問は必要だ」と話した。改ざんに関わった理財局の元総務課長ら 4 人の証人尋問も求めた。(毎日新聞 5 月 8 日)

【概評】(2023 年 3 月 8 日~5 月 10 日)

◆国賠 ALL(ML)にも傍聴呼び掛けがあつたネパール人のアルジュンさん(取り調べ中死亡)国賠勝訴。朗報の一方、国賠法の「相互保証」(6 条)の適用という時代錯誤には怒り心頭◆リンさんの双子遺棄事件の無罪、クルド人男性への入管暴行に賠償命令。続く外国人差別と入管法改悪の動き。一刻も早い「在留資格」を◆慰安婦テーマのドキュメント映画「主戦場」の「表現自由」で全面勝訴(最高裁棄却)。極右ケント・ギルバートらの敗訴。これを伝えた大手メディアはあつたか? ◆門田隆将氏(産経)、百田尚樹氏(ツイッター)ら極右への賠償命令が相次ぐ。いつまで続く中傷やデマ。特に産経は悪質で「常習犯」 ◆検察が追い詰められた時、しばしば行う訴因変更請求、筆者も経験。これが違法であり公判を遅らせたと賠償命令。賠償額はわずかでも勝訴は勝訴、朗報だ。判例として歴史に残す。やってみるものだ

愛國者に気をつける！

鈴木邦男

監督・撮影・編集：中村真タ

今年1月27日午後、「和歌山カレー冤罪事件・林眞須美さんを支援する会」代表・鈴木邦男さんの訃報に接した。世間的には、民族派団体・新右翼「一水会」元代表・鈴木邦男さんといった方が通じやすいのかもしれない。昼寝を起こす電話があった時、どうこうこの日が来てしまったのかと悄然とした。

2020年2月、ポレポレ東中野で初公開

本作は、3年前の2月、ポレポレ東中野で2週間連日、上映後に監督の司会で贅沢な日替わりゲストと鈴木さんがトークするという形で公開された作品だ。当時鈴木さんは退院直後とあって、連日の登壇に堪えられるのか、その体調を監督はじめ関係者みんなが心配していた。ボクは、鈴木さんの登壇をサポートする係を仰せつかり、邦男ボーイズの椎野礼仁さん(鈴木さんの担当編集者)とともに鈴木さんを壇上に誘導していた。

あれから早3年、今回、追悼特集ということで、この4月に一週間、監督と日替わりゲストとのトーク付き再上映があった。ボクは、初日の武田砂鉄さんの日を除いてすべて通うことになった。

さて肝心の映画の内容だ。映画は冒頭、2018年平成最後の靖国神社8月15日、黙礼する鈴木さんの姿から始まり、いくつかのイベントや事件を軸として監督インタビューや鈴木さんと交流のあった人々とのやりとりが交錯、ラスト、雨の日の「みやま荘」から鈴木さんが何処かへ出立するシーンで終わる。

集団や国家が暴走するのは
自分たちが絶対正しいと思うからだ

2010年の映画『ザ・コーヴ』、右翼団体による上映中止運動。鈴木さんの面白躍如の活躍が有名になった事件だ。映画館前に街宣を仕掛けてきた右翼のメンバーに、「弱い者いじめるなよ！」と一人敢然と立ち向かうシーン。「君らだってネット右翼と違って顔出ししてきてるんだから勇気があると思うよ」「ありがとうございます」「俺も愛國者だと思ってるし、君らも愛國者だと思ってるわけでしょう」「そうです」とメンバーの一人との対話が始まるかにみえたその時、リーダーの男が横から「邪魔するな！朝日新聞の太鼓持ちは帰れー！」と、唱和を指揮し分断したのだ。後日、別の映画館前でも同様の騒動が起き、鈴木さんがスピーカーで殴られ

鼻血を出すために。

実は、この『ザ・コーヴ』事件には後日談がある。鈴木さんに罵声を浴びせた、右翼団体「主権回復を目指す会」代表・西村修平氏は、東日本大震災後、国難に際し右翼が分裂している場合ではない、と鈴木さんに謝罪、「一水会」の定例会に参加するようになっていたのだ。

で、3年前のポレポレ、元日本赤軍・足立正生監督がゲストの日、当の西村修平氏が緊急登壇してくれることになったのだ(提案したのはボク。少し自慢)。監督はビビっていたが、「あの『ザ・コーブ』で鈴木邦男に罵声を浴びせた西村修平氏がサプライズ登壇！ 元日本赤軍・足立正生監督がゲストの日だ。ポレポレは一体どうなってしまうのかあ～!?」とSNSで煽った結果、チケット完売♪ 当日、元連合赤軍・植垣康博さんまでが参戦、賑やかな舞台となった。



©Copyright Mayu Nakamura All Rights Reserved.

鈴木邦男はいつから変わったのか？

早稲田の学生時代、「生長の家」の寮で生活し、愛国運動に従事、左翼学生との闘争の時には口より手が先に出たという武闘派伝説のあった鈴木さん、「リベラル・左翼」「言論の覚悟」路線へといつから転換したのか、皆の関心事だ。

雨宮処凜さんが言う。「鈴木さんから正しさの押しつけを受けたことは一度もない。一切正しさを言わない鈴木さんの誠実さが信頼できる。私にとっての鈴木さんは『年老いたハムスター』かわいいけど毛並みが乱れている。でも大切にしたいみたいな。いつも自分をバカにさせるっていう立ち位置にいる。なかなかできることではない。そういう生き方をどこで覚えたのか、昔は怖かったという話をよく聞くので、いつから変わったのか、もし一日にして変わったんだったら多重人格だ」。

この点、1989年前後が転換点だったんじゃないか、と言われている。演出として、転換点の謎を追いハラハラさせ、どうなっていくんだろうと引っ張る深ぼりの構成にできたら、鈴木さんをよく知らない観客にもその「思想と行動」が理解してもらえ、よりいつそう楽しめるドキュメンタリー映画になっていくような気がする。

【参考】朝日新聞1月29日「天声人語」(鈴木邦男さん死去)

【猫次郎】